

令和6年度 処遇改善加算に係る“見える化要件”について

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度か取り組みが行われてきましたが令和6年6月の介護報酬改定において、これまでの「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」が一本化され、「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。

当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

- A キャリアパス要件（Ⅰ）～（Ⅴ）
- B 月額賃金改善要件（Ⅰ）～（Ⅱ）
※月額賃金改善要件（Ⅰ）は令和7年度から適用
- C 職場環境要件の6区分の中から3つを選択し、それぞれで1以上を組み合わせ
※令和7年度以降は職場環境要件の6区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上、うち一部は必須）組み合わせ
- D 処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページの掲載等を通じた“見える化”を行っていること。
※Dの“見える化要件”とは、①令和2年度から算定要件で、②介護サービスの情報公開制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表することを指します。

本会では当該加算算定に関する要件として、以下の取り組みを行っています。

【入職促進に向けた取組】

職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施

【資質の向上やキャリアアップに向けた支援】

働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

【両立支援・多様な働き方の推進】

有給休暇が取得しやすい環境の整備

【腰痛を含む心身の健康管理】

短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

【生産性向上のための業務改善の取組】

タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減

【やりがい・働きがいの醸成】

地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施